

自動車リサイクル法に係る許可申請等の手引き

- 解体業の許可（許可の更新）申請について
- 破碎業の許可（許可の更新・変更許可）申請について

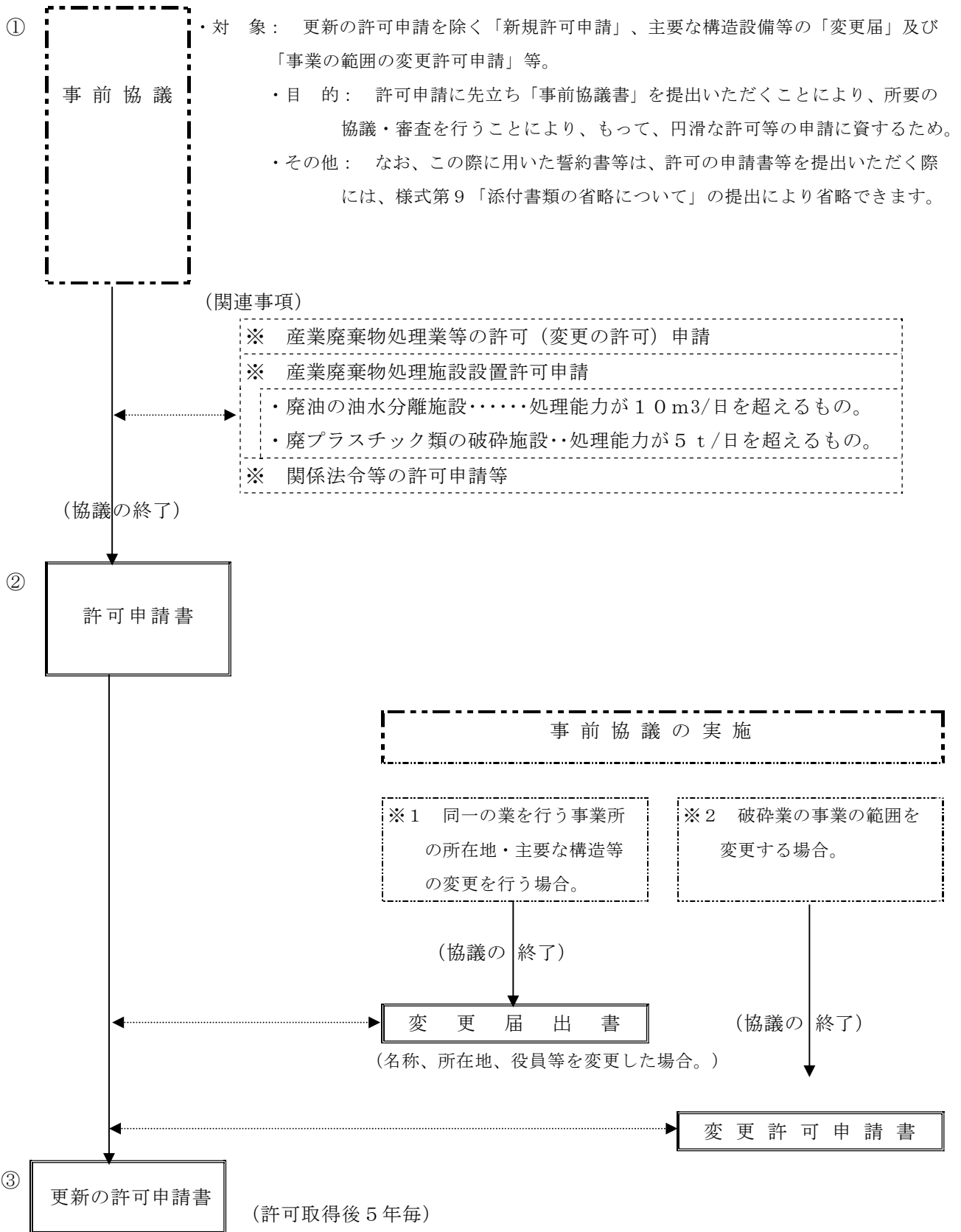
石川県生活環境部資源循環推進課

平成 16 年 5 月（制定）

令和 7 年 12 月（最終改訂）

1 許可等の申請（届出）及び許可等取得後の手続き

新たに許可等を取得する場合や許可取得後に変更等が生じた場合は、以下のような対応をお願いします。



2 許可取得等に係る留意事項

(1) 事前協議書及び許可申請書等の提出

① 事前協議の対象

ア 解体業及び破砕業の新規許可申請

イ 破砕業の事業の範囲の変更許可申請

ウ 業を行う事業所（主要な構造設備等）及び保管場所の所在地の変更届出を行う場合は、許可申請等に先立ち、

1) 「解体業の事前協議書」（様式第1）又は

2) 「破砕業の事前協議書」（様式第11）に必要な書類を添付し提出してください。

なお、事前協議後に、以下の申請書を提出してください。

これにより、事業及び行政の意志の齟齬等による施設整備等の手戻りの防止などにより、円滑な許可事務を目指しておりますので、「事前協議制度」に特段のご理解とご協力をお願いいたします。

エ また、次の廃棄物処理施設を設置する場合には、

別途、廃棄物処理法の産業廃棄物処理施設設置許可が必要です。

1) 1日あたりの処理能力が10m³を超える「廃油の油水分離施設」

2) 1日あたりの処理能力が5tを超える「廃プラスチック類の破砕施設」

オ 更に、事業場の立地場所によって適用される都市計画法等の関係法令などや事業計画や施設の規模等によって必要となる消防法等の関係法令などによる規制等がありますので、事前に、関係機関との法令等の協議・対応してください。

② 新規許可申請

ア 事前協議終了後に

1) 「解体業許可申請書」（様式第2）又は

2) 「破砕業許可申請書」（様式第12）に必要な書類を添付し提出してください。

イ なお、事前協議で添付した書類のうち、変更のないものについては省略できますが、省略した書類を明らかにするため、以下の「添付書類の省略について」を添付してください。

1) 解体業（様式第9）

2) 破砕業（様式第18）

③ 変更許可申請

破砕業の次の事業の範囲を変更する場合は、事前協議終了後に「破砕業の事業の範囲の変更許可申請書」（様式第13）に必要な書類を添付のうえ申請してください。

1) 破砕前処理工程のみ

2) 破砕処理工程のみ

3) 破砕前処理工程及び破砕処理工程

④ 更新の許可申請

ア 解体業及び破砕業の許可は、許可取得後5年間有効です。

イ 引続き業を行う場合には、許可の更新が必要です。

一時期に業務が集中しますので、許可期限満了日の3ヶ月前から1ヶ月前までの間に、必要な書類を添付し提出してください。

1) 「解体業許可の更新申請書」（様式第2）

2) 「破砕業許可の更新申請書」（様式第12）

ウ また、当初の内容に変更がない場合に省略できる書類（様式下記の2、3及び5に限る。）

を添付しない場合には、新規許可申請と同様に省略した書類について「添付書類の省略について」を添付してください。

- 1) 解体業（様式第9）
- 2) 破砕業（様式第18）

(2) 申請等の形式

申請書等の大きさは、日本産業規格A列4番サイズとします。

ただし、図面等については、原則、日本産業規格A列3番サイズまでとさせていただきをお願いします。

(3) 提出部数

① 申請書等は、原則として

- ・ 正本1部
- ・ 副本2部（申請者控、受付監視機動班控）を提出してください。

② なお、金沢市内を除く本県内に業を行う事業所が複数あり、その所在地を管轄する資源循環推進課産業廃棄物監視機動班が複数となる場合には、副本を対象監視機動班の数分だけ追加提出してください。

③ ただし、正本に添付するもの以外のものについては、コピーでも構いません。

(4) 申請手数料（電子又は石川県証紙による納付）

次の区分に応じた手数料が必要です。電子納付する場合は、パソコンやスマートフォンから石川県電子申請システムにアクセスし、納付申請を行ってください。石川県収入証紙で納入する場合は、手数料納入票に貼付してください。

① 解体業

ア 新規許可申請時 : 78,000円
イ 更新の許可申請時 : 70,000円

② 破砕業

ア 新規許可申請時 : 84,000円
イ 更新の許可申請時 : 77,000円
ウ 事業の範囲の変更許可申請時 : 67,000円

(5) 申請書等の提出先

① 申請書等は、以下の窓口へ提出してください。

* 生活環境部資源循環推進課審査グループ

* 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL 076-225-1472

② その他

業を行う事業所の所在地が金沢市内にある場合には、別途、金沢市長の許可が必要となりますので、次の窓口へ提出してください。

* 金沢市環境局ごみ減量推進課

* 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番地 TEL 076-220-2521

3 許可申請等について

- 使用済自動車（又は解体自動車）の解体（部品取り）を業として行うには、事業者ごとに許可を受けなければなりません。
- 解体自動車（廃車ガラ）の破碎又は破碎前処理（プレス又はせん断）を業として行うには、事業者ごとに許可を受けなければなりません。
- 解体業や破碎業の許可等を受けようとする事業者は、下表を参考に必要書類等を準備してください。

また、事前協議書等の提出に先立ち、別紙「解体業(破碎業)許可申請等の提出書類チェック(解説)表」により、必要書類等が整っているか確認のうえ、同表を併せて提出してください。

提出書類等	様式番号		事前協議	新規許可	更新の許可	変更の許可
	解体業	破碎業				
① 事前協議書	1	11	○			
② 許可（許可の更新）申請書	2	12		○	○	
③ 破碎業の事業の範囲の変更許可申請書		13				○
④ 欠格要件に該当しないことを誓約する書面	3	3	○	△	○	△
⑤ 業の用に供する施設の構造を明らかにする書面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図（住宅地図等の写し。）				○	△	△
⑥ 上記施設の所有権又は使用権原の証明書（土地の登記事項証明書、公図の写し、申請者が所有権を有しない場合は、前記に加え、賃貸借契約書等の写し。）				○	△	△
⑦ 事業計画書及び収支見積書	4	14	○	△	○	△
⑧ 申請者が個人の場合 ・ 住民票の写し（ <u>本籍の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。</u> ）（以下同じ。） ・ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*				○	○	○
				*	*	*
⑨ 申請者が法人の場合						
ア 定款又は寄付行為と登記事項証明書				○	○	○
				*	*	*
イ 役員の住民票の写しと成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*				○	○	○
				*	*	*
ウ 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額を記載した書類。これらの者の住民票の写しと成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*（法人にあっては、登記事項証明書）				○	○	○
				*	*	*
エ 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写しと成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*				○	*	*

⑩ 申請者が未成年者の場合						
ア その法定代理人が個人である場合						
法定代理人の住民票の写しと成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*				○ ※	○ ※	○ ※
イ その法定代理人が法人である場合						
定款又は寄付行為と登記事項証明書				○ ※	○ ※	○ ※
役員の住民票の写しと成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*				○ ※	○ ※	○ ※
発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額を記載した書類。これらの者の住民票の写しと成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*（法人にあつては、登記事項証明書）				○ ※	○ ※	○ ※
本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写しと成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書*				○ ※	○ ※	○ ※
⑪ 関係法令に基づく手続きが必要な場合 ・ 当該手続きがなされていることを証する書類	19	19		○	△	△
⑫ 連絡先等	20	20		○	△	△
⑬ その他知事が必要と認める書類 ・ 当該許可証の写し ・ その他				○ ※	○ ※	○ ※

*：「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」において、後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録があった場合には、「精神の機能の障害により、業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の該当性を判断するため、医師の診断書が必要となりますので、事前にご相談ください。

注) ・○印は提出要。※印は該当するものについて提出要。△印は変更がなければ省略可。
・申請者（役員等を含む。）が外国人の場合、国籍等の記載された住民票を添付してください。

4 変更の届出について

- 次の事項に変更があった場合には、
 - ・ 変更届出書（解体業：様式第6、破砕業：様式第16）
 - ・ 誓約書（様式第3）
 - ・ 各変更事項毎に必要な書類を添えて、変更の日から30日以内に届出ください。
- なお、業を行う事業所及び保管場所の所在地の変更の場合には、事前に協議してください。

変 更 事 項	添 付 書 類
① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	ア 住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書* イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（変更履歴のわかるもの。） ウ 住所を変更する場合には、上記に加え住宅地図等の写し
② 事業所の名称及び所在地	ア 施設の構造を明らかにする書面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図（住宅地図等の写し。） イ 施設の所有権又は使用権原の証明書（土地の登記事項証明書、公図の写し、申請者が使用権を有しない場合は、前記に加え、賃貸借契約書等の写し。）
③ 役員（相談役、顧問等を含む。）の氏名及び住所	ア 住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書並びに登記事項証明書（変更履歴のわかるもの。）* イ 役員の変更に係る新旧対象表（様式第7）
④ 発行済株式総数の100分の5以上の株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び住所	ア 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額を記載した書類。 イ 住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書並びに登記事項証明書（変更履歴のわかるもの。）* ウ 役員の変更に係る新旧対象表（様式第7）
⑤ 政令で定める本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の氏名及び住所	ア 住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書* イ 役員の変更に係る新旧対象表（様式第7）
⑥ 法定代理人の氏名及び住所	
⑦ 標準作業書の記載事項	・ 改定後の標準作業書の写し
⑧ 事業の用に供する施設の概要	ア 施設の構造を明らかにする書面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図（住宅地図等の写し。）
⑨ 業を行う事業所以外の場所で解体自動車等の積替え又は保管を行う場合には、当該場所に関する所在地、面積、保管の上限	イ 施設の所有権又は使用権原の証明書（土地の登記事項証明書、申請者が所有権を有しない場合は、前記に加え、賃貸借契約書等の写し。）
⑩ 解体業、破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を受けている場合は、当該許可番号	・ 当該許可証の写し
⑪ 破砕業の用に供する施設が、廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合は、当該許可年月日及び許可番号	

*：「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」において、後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録があった場合には、「精神の機能の障害により、業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の該当性を判断するため、医師の診断書が必要となりますので、事前にご相談ください。

注）・申請者（役員等を含む。）が外国人の場合、国籍等の記載された住民票を添付してください。

5 廃業等の届出について

許可に係る業を廃止した場合には、廃業等届出書（解体業：様式第8・破碎業：様式第17）に許可証を添付のうえ、廃業等の日から30日以内に届出ください。

6 その他

(1) 廃棄物処理法との関係

① 業の許可

自動車リサイクル法の対象となる自動車は、全ての使用済自動車を対象としたものではなく対象外となる自動車（被けん引車、二輪車、特殊自動車及び農機具等）や対象外となる架装物（冷蔵用装置及び積載装置等）があるので、事業計画に応じ産業廃棄物処理業等の許可申請などを行ってください。

② 許可対象施設

許可申請を行う際に、次の産業廃棄物処理施設を設置する際には、自動車リサイクル法の事前協議にあわせ、「産業廃棄物処理施設設置許可申請」を行ってください。

ア 1日当たりの処理能力が10m³を超える「廃油の油水分離施設」

イ 1日当たりの処理能力が5tを超える「廃プラスチック類の破碎施設」

なお、事前協議及び申請等は、次の窓口に提出してください。

- ・ 生活環境部資源循環推進課審査グループ

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL 076-225-1472

(2) 申請書等様式について

次頁以降の様式参照。